景観形成基準確認書

建築物の建築等

協　議　者　　　　住　　所

（行為者） 氏　　名

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

■建築物の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | （共同住宅の場合　計画戸数　　　　　　　　　　戸） | | | | |
| 高さ | ｍ | | | | |
| 階数 | 地上　　　　　　階　　　地下　　　　　　　　階 | | | | |
| 構造 | 造　　一部　　　　　　　　　　造 | | | | |
| 敷地面積 | ㎡ | | | | |
| 建築面積 | 届出部分 | | 届出以外の部分 | | 合計　　　　　　　　　㎡ |
| ㎡ | | ㎡ | |
| 延べ面積 | 届出部分 | | 届出以外の部分 | | 合計　　　　　　　　　㎡ |
| ㎡ | | ㎡ | |
| 屋外に設置する建築設備等の種類 | | □ごみ置き場　　　　　　　　　　　　　　　　　　□太陽光発電設備 | | | |
| □屋外階段 | | | |
| □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 外観を変更することとなる修繕・色彩の変更 | | 行為の内容 | | | |
| 仕上材 | 屋根 | | | 色彩 （マンセル値） | 屋根 |
| 外壁 | | | 外壁 |

■配慮・工夫した内容

「配慮事項への対応について」の欄には、□に レ を記入してください。また、「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観計画ガイドライン等を参考に、該当する項目について内容を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ　共通基準 | |  |  |
| 区分 | 景観形成基準 | 配慮事項への対応について | |
| 自然的要素との調和 | ○地形や田園の緑、水辺、一団の農地など、周辺の自然的要素との調和に配慮する。 | □配慮した　□該当しない | |
| ○景観の軸となっている水辺や斜面緑地の連続性を損なわないように配慮する。 |
| ○緑化や水辺空間の創出などにより、地域景観の向上を図る。 |
| 景観資源への配慮 | ○文化財（指定・登録）や名木・古木※、佐倉市市民文化資産等の地域の景観資源と調和した、配置や規模、形態意匠とする。 | □配慮した　□該当しない | |
| ○主要な視点場からの眺めに配慮した配置や規模、形態意匠となるよう配慮する。 |
| 地域性との | ○景観のエリアや拠点の景観特性やまち並みと調和し、景観形成の方向性に整合した配置や規模、形態意匠とする。 | □配慮した　□該当しない | |
|
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｂ　個別基準 | |  |  |
| 区分 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 配置等 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○通りに面する部分やエントランスの周辺では、まちなみにアクセントを与え、ゆとりやうるおい、親しみのある空間の創出に努める。 |
| 例）・空地などのオープンスペースを確保する。 |
| ・植栽や門、照明などを一体的にデザインする。 |
| ・シンボルとなる樹木などを植栽する。 |
| ■印旛沼水辺景観拠点、水と緑の軸 |  | 適・否 |
| ○ふるさと広場や主要な橋梁（竜神橋、舟戸大橋）、印旛沼サンセットヒルズから、印旛沼の沼面や斜面緑地への眺めに配慮した規模や配置とする。 |
| ○鉄道の車窓から印旛沼の沼面への眺めに配慮した規模や配置とする。 |
| ■道路軸 |  | 適・否 |
| ○壁面後退による空地の確保など、歩行者にゆとりや安らぎを感じさせる空間となるように配慮する。 |
| ○成田街道沿いの宿や城下町が形成された区間では、壁面の位置を協調させ、まち並みの連続性に配慮する。 |
| ○道路からの見え方に配慮した配置や規模、形態意匠とする。 |
| スカイライン | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○勾配屋根が多い地区では同様の意匠を採用するなど、周辺のまち並みに見られる意匠を採り入れ、落ち着いたスカイラインを形成するよう努める。 |
| ○周辺のまち並みや斜面緑地から著しく突出しないように配慮する。 |
| ■水と緑の軸 |  | 適・否 |
| ○斜面緑地や周辺の樹林地を大きく分断させない配置や規模とし、斜面緑地のスカイラインを維持する。 |
| 外壁・外観 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○長大な壁面を持つ外壁は、圧迫感の軽減を図る。 |
| 例）・壁面に凹凸を付ける。 |
| ・部材や色彩・素材などで分節化する。 |
| ○壁面の位置は、まち並みの連続性を損なわないよう工夫する。 |
| 例）・低中層部の壁面の位置は隣接地と協調し、高層部は壁面を後退させる。 |
| ・高層建築物は、通りに面して空地などのオープンスペースを確保する。 |
| ■市街地エリア |  | 適・否 |
| □商業地 |
| ○開放感のあるしつらえとし、歩行者空間の確保、花や緑による店先の演出を図る。 |
| ■旧城下町歴史景観拠点 |  | 適・否 |
| ○駅周辺では、城下町の玄関口にふさわしい形態意匠を採り入れたり、地域の歴史や文化が感じられるような店先の演出を図る。 |
| 建築設備等 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場などは、まち並みの連続性を分断しないよう工夫する。 |  |
| 例）・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たないようにする。 |  |  |
|  | ・道路から直接望見できない位置に配置する。 |  |  |
|  | ・緑化やルーバーなどによる修景を行う。 |  |  |
| 太陽光発電設備 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○建築物に付属する太陽光発電設備は、周辺の景観と調和を図り、道路や眺望点などからの見え方を軽減するよう工夫する。 |
| 例）・太陽光発電設備の高さをできる限り低くしたり、建築物の最上部（勾配屋根の頂部）を超えないようにする。 |
| ・太陽光発電設備をルーバーなどにより修景する。 |
| ・太陽電池モジュール（パネル）は、低明度かつ低彩度の色彩や、反射が少ない素材とする。 |
| 車庫・駐車場 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○車庫や駐車場は、まち並みの連続性を分断しないよう工夫する。 |
| 例）・道路から直接望見できない位置に配置する。 |
| ・緑化により周囲を修景する。 |
| ・駐車スペースを緑化する。 |
| ・駐車場の出入口を集約する。 |
| ・立体駐車場は建築物と一体的な形態意匠とする。 |
| 色彩・素材 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○まち並みの連続性やまとまりを損なわないよう配慮し、別表に掲げる基準に適合させる。 |
| ○けばけばしい色彩を避け、暖かみのある落ち着いた色彩とする。 |
| ○敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。 |
| ○ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材の活用を図る。 |
| ■市街地エリア |  | 適・否 |
| □商業地 |
| ○アクセントとなる色彩は、低層部においてにぎわいの創出を用いる場合に活用する。 |
| 外構・緑化 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○敷地の外周に低木や高木を植栽し、緑豊かな外観となるよう工夫する。 |
| ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、落ち着いた色彩とする。 |
| ○道路側の空地の舗装は、隣接地や公共空間で用いられている素材との調和に配慮する。 |